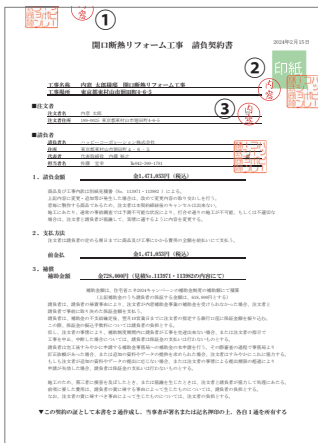


# 押印・割印について



## ■工事請負契約書

カラーのみ

請負契約書の押印・割印は

- ①用紙上部 (割印)
- ②印紙 (割印)
- ③お名前後ろ

の3カ所をお願いします。

画像や写真のデータ形式で弊社に送っていただく場合でも書類同封の返信用封筒にて必ず返信をお願いします。

<別紙1：工事請負契約書 押印例>をご参照ください

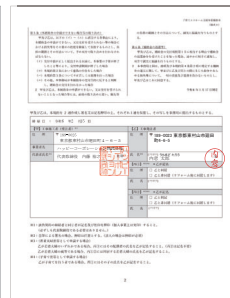
## ■共同事業実施規約書

カラーのみ

各共同事業実施規約書はお客様名の隣に押印をお願いします。

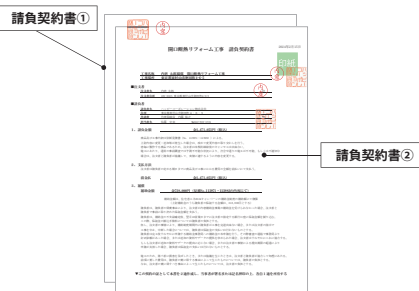


-先進的リノベ事業 2024-



-子育てエコホーム支援事業-

<参考図：割印>



## ①の割印について

請負契約書を2部同封していますので重ねて割印をお願いします。1部はお客様で保管いただき、1部はご返送ください。

<別紙1：工事請負契約書 押印例>をご参照ください

# 規約書 チェック・記載箇所について

## ■先進的リノベ事業 2024

押印、チェックをしてご返送願います。



別紙2-1  
先進的窓リノベ2024規約 押印・記入例を  
ご確認ください

## ■子育てエコホーム支援事業

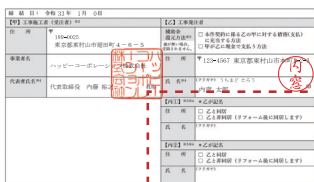
押印をしてご返送願います。

【丙】については条件に該当する方は記載をしてください。

(条件)

若者夫婦世帯に該当する場合 夫婦のいずれかが1983年4月2日以降生まれである場合。

子育て世帯に該当する場合 令和5年4月1日時点で18歳未満の子供がいる場合



別紙2-2  
子育てエコホーム規約 押印・記入例を  
ご確認ください

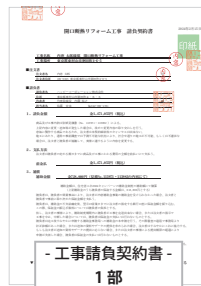
# 返送書類について

こちらの書面は必要書類と一緒に弊社にお送りください。

(返送書類)

- 工事請負契約書 ×1部 (※1)
- 先進的リノベ事業 2024 規約書 ×1部 (※2)
- 子育てエコホーム支援事業規約書 ×1部 (※3)

- ※1) 一部はお客様控えとして保管してください。
- ※2) 対象補助金の規約書のみ送付となります。
- ※3) 押印・チェック漏れが無いかご確認ください。



-工事請負契約書-  
1部



-先進的リノベ事業 2024-  
1部



-子育てエコホーム支援事業-  
1部

# データでの書類返送について

書類や施工前・施工後写真はデータでの送付も受付ています。

QRコードを読み取り、専用の入力フォームから送信いただくことも可能です。

フォームから一度に送れるデータは5枚までです。5枚以上のデータ送信の場合は、複数回に分けて送信をお願いします。データで送信いただいた場合でも書面の返送をお願い致します。

【補助金申請書類データ送信フォーム】 [https://uchimado-club.com/mado/hojo2024\\_shinsei.html](https://uchimado-club.com/mado/hojo2024_shinsei.html)

【データ送信専用メールアドレス】 hojo\_syashin@uchimado-club.com (※)

※通常お客様とやり取りさせていただいているメールアドレスとは異なりますのでご注意ください。

【補助金申請書類専用フォーム】



QRコードを読み込むと  
専用フォームに移動します

# 本人確認書類

白黒コピー可

以下の (1) ~ (6) のいずれか一点をお送りください。

各書類、文字が読める濃さで印刷した書類をお送りください。



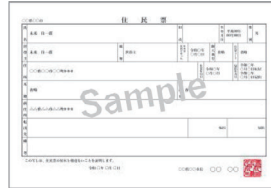
### (1) 運転免許証

・裏面に記載がある場合は、裏面も提出



### (2) マイナンバーカード

・表面のみ。裏面は不要です



### (3) 住民票

・個票・世帯票どちらでもOK  
・マイナンバーが記載されていないもの



### (4) 健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証

- ・以下の項目は必ずマスキング（塗りつぶし）をしてください。
  1. 記号・番号・枝番（被保険者番号）
  2. 保険者番号
  3. QRコード



### (5) パスポート



在留資格があり、在留期限まで90日以上あるもの



有効期間内のもの

### (6) 在留カード・特別永住者証明

・外国人登録証明書は不可

# 既存住宅であることが確認できる書類

白黒コピー可

先進的リノベ事業 2024 のみ  
補助額 30 万ポイント以上の場合

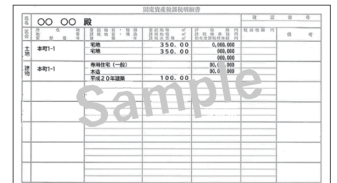
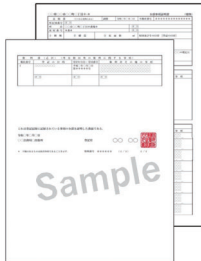
補助額が 30 万ポイント以上の場合、(1) ~ (3) のいずれかを提出してください。

複数ページある書類や冊子綴りのものは表紙から全てのページのコピーをお送りください。

<一枚の場合>



<複数枚の場合>



表紙から「以下余白」と記載されているページまでをお送りください

### (1) 建物の不動産登記事項証明書

- ・不動産登記の「全部事項証明書」「一部事項証明書」のいずれか
- ・以下 1 ~ 4 の要件を満たすこと
  1. 「表題部原因およびその日付」の「新築された日付」がリフォーム工事契約締結日の 1 年より前であること
  2. 「所在」がリフォーム工事を行った住宅であること
  3. 交付申請時点で種別が「居宅」「共同住宅」等であること
  4. 法務局名・法務局印が確認できるもの  
(登記情報提供 WEB サービスから取得したものは申請書類としてご利用いただけません。)

### (2) 建築確認における検査済証

- ・「交付年月日」が契約締結日の 1 年より前であること
- ・「建築場所、設置場所または築造場所」が工事を行った住宅であること
- ・主要用途が「住宅」等であること

### (3) 固定資産税の納税通知・証明書

- ・記載されている「新築された日付」が工事請負契約日より 1 年以上前であること
- ・「所在」が工事請負契約書の現場住所と同一であること
- ・「種類・用途」が「居宅」等であること

※固定資産税の領収書は提出書類として受理されませんのでご注意ください。

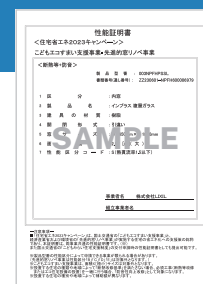
# 性能証明書

施工完了後、お手元に性能証明書がある場合はお送りください。  
性能証明書は、納品状況によって製品に付属しない事があります。  
その場合は、弊社からメーカーに性能証明書の発行依頼をかけて取得となります。



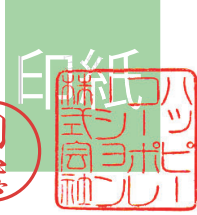
内窓：<住宅省エネ 2023 キャンペーン>または、<住宅省エネ 2024 キャンペーン>の記載がある物。

玄関リフォームドア：<住宅省エネ 2024 キャンペーン>の記載がある物。

※ 2023 キャンペーンの記載場合は申請書類として使用できません。



<別紙1:工事請負契約書 押印例>

			←①押印してください
<b>開口断熱リフォーム工事 請負契約書</b>		ご入金日=契約日となります。 2024年2月15日	
			
■注文者		②押印してください	
工事名称		内窓 花子様邸 開口断熱リフォーム工事	
工事場所		東京都東村山市廻田町6-7-8	
注文者名		内窓 花子(※1)	
注文者住所		〒118-4567 東京都東村山市本町1-2-3	
■請負者		③押印してください	
請負者名		ハッピーコーポレーション株式会社	
住所		東京都東村山市廻田町4-6-5	
代表取締役		内藤 裕之	
担当者名		佐藤 宜幸 TEL042-390-1781	
1. 請負金額		金1,456,789円 (税込)	
商品及び工事内訳は別紙見積書 (No. 123456・123457) による。 上記内容に変更・追加等が発生した場合は、改めて変更内容の取り交わしを行います。 窓毎に製作する商品であるため、注文者は本契約締結後のキャンセルは出来ない。 施工にあたり、通常の事前調査では予測不可能な状況により、打合せ通りの施工が不可能、もしくは不適切な場合は、注文者と請負者が協議して、実情に適するように内容を変更する。			
2. 支払方法		前金払	
		金1,456,789円 (税込)	
3. 補償		補助金額	
		金618,800円 (見積No.123456・123457の内容にて)	
補助金額は、住宅省エネ2024キャンペーンの補助金制度の補助額にて積算 (上記補助金のうち請負者の保証する金額は、525,980円とする) 請負者は、請負者の帰責事由により、注文者が内窓補助金事業の補助金を受けられなかった場合、注文者と請負者で事前に取り決めた保証金額を支払う。 請負者は、補助金の不支給確定後、翌月10営業日までに注文者の指定する銀行口座に保証金額を振り込む。 この際、保証金の振込手数料については請負者の負担とする。 但し、注文者の事情により、補助制度期間内に請負者が工事を完遂出来ない場合、または注文者の指示で工事を中止、中断した場合には、請負者は保証金の支払いは行わないものとする。 請負者は完工後すみやかに申請する補助金事務局への補助金の本申請を行う。その際審査の過程で事務局より訂正依頼があった場合、または追加の資料やデータの提供を求められた場合、注文者はすみやかにこれに協力する。 もしも注文者が追加の資料やデータの提出に応じない場合、または注文者の事情による提出期限の超過により申請が失効した場合、請負者は保証金の支払いは行わないものとする。			
4. 補助金の還元方法			
請負者は事務局より交付された補助金全額を、注文者が指定する銀行口座へ振込むことにより還元する。 その際、振込手数料は請負者の負担とする。(注文者が請負者に支払った申請手数料から充当される) 施工のため、第三者に損害を及ぼしたとき、または協議を生じたときは、注文者と請負者が協力して処理にあたる。 前項に要した費用は、請負者の責に帰する事由によって生じたものについては、請負者の負担とする。 なお、注文者の責に帰すべき事由によって生じたものについては、注文者の負担とする。			
▼この契約の証として本書を2通作成し、当事者が署名または記名押印の上、各自1通を所有する			

- (※1) 住所・お名前に訂正があるときは、訂正箇所を二重線・訂正印のうえ訂正内容を記載してください。
- (※2) 請負金額に間違いがあった場合はハッピーコーポレーション(以下弊社)にご連絡ください。  
お客様自身で修正を行わないようにお願いします。
- (※3) 補助金額は最終決定見積書に記載された見積予定額となります。

< 別紙2:先進的窓リノベ2024規約 押印・記入例 >

先進的窓リノベ 2024 事業  
(様式 3)

- ② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合
  - ③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合
- 2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。
- 3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。

**第6条(本補助金の申請ができない場合等の取り決め)**

甲及び乙は、以下の①～④に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行うものとする。

- ① 交付申請が不備なく完了する以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
- ② 第1条第2項⑩により本補助金の交付を受けられない場合
- ③ 第2条において虚偽の申告をした場合
- ④ その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、本補助金の交付を行わなかった場合

- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

**第7条(補助金の返還等)**

第1条第2項⑩により補助金の交付を受けることができなくなった場合、本事務局は、本交付申請に対して補助金を交付せず、又は本交付申請に対する交付決定を取り消し、交付済みの補助金について、返還を求める。

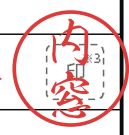
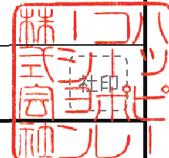
- 2 甲及び乙は、本補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 3 事務局等は、本条第1項に定める本補助金の返還命令、第4条第2項に定める補助金の選元に関する紛争、その他甲及び乙、並びに第三者との間で生じた紛争、並びにその他一切の損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに異議を申し立てないものとする。

令和6年1月31日制定  
令和6年3月18日改定<sup>\*1</sup>

※1: 令和6年4月15日以前に契約する補助事業は、令和6年1月31日制定の書式でも交付申請が可能です。  
令和6年4月16日以降に契約する補助事業は、令和6年3月18日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本書を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局に提出するものとする。

締結日		令和 6 年 2 月 15 日
【甲】 ※2 補助事業者	住所	〒 189-0025 東京都東村山市廻田町4-6-5
	事業者名 (窓リノベ事業者)	ハッピーコーポレーション株式会社
	代表者氏名 <sup>※2</sup>	代表取締役 内藤 裕之
【乙】 ※2 共同事業者	補助金 還元方法	【甲】【乙】が同意した内容について、【乙】が記入してください。 <input type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払)に充当する方法 <input checked="" type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法 (※1)
	住所	〒 123-4567 東京都東村山市本町1-2-3
	氏名 <sup>※2</sup> (工事発注者) ※法人は会社名	内窓 太郎
省エネ効果の情報提供 アンケートの説明	<input checked="" type="checkbox"/> 受けました (※2) <input type="checkbox"/> 受けませんでした	【甲】から省エネ効果の情報提供 <sup>※4</sup> (別紙①)、アンケート調査の説明(別紙②)を受けましたか? アンケート調査に御協力いただける方は、事前登録にお進みください。 ※読み込みない方は、下記 URL よりアクセスしてください。 <a href="https://www.net-research.jp/airs/exec/smartRsAction.do?rid=1212159&amp;k=c790da5432">https://www.net-research.jp/airs/exec/smartRsAction.do?rid=1212159&amp;k=c790da5432</a>



必ずこちらにチェックをしてください。

押印してください→



※2: 契約書の締結者と同じ者が記名及び社印を押印(個人事業主は実印)してください。本規約に署名する甲の代表者は、必ずしも甲の代表取締役である必要はありません。  
 ※3: 乙が個人であり、本人が自筆の署名をする場合、押印は任意とします。乙が法人の場合は押印が必要です。  
 ※4: 消費者への住宅の省エネ効果に関する情報提供や説明は、窓リノベ事業者の義務です。

(※1) ハッピーコーポレーション(以下弊社)では「債務(支払い)に充当」の対応をしておりません。  
 「債務(支払い)に充当」にチェックを入れた場合は規約書書類が無効になります。  
**必ず「甲が乙に現金で支払う方法」にチェックをしてください。**  
 (※2) チェック・押印漏れが無いようにお願いします。

子育てエコホーム支援事業補助金  
(様式4)

<p>取り消し、補助金を不交付とすることができるものとする。</p> <p><b>第5条 (本規約の解除)</b></p> <p>乙は、甲が以下の①～③のいずれかに該当する場合、甲に書面で通知することにより、本規約を解除することができる。</p> <p>① 甲が破産手続開始の申立てを行い、又はかかる申立てを行うおそれがあると事務局が合理的に判断した場合</p> <p>② 甲が事務所、店舗、営業所等をすべて閉鎖した場合、その他甲が事業を継続していることが確認できない場合</p> <p>③ 甲が乙及び事務局等からの連絡に正当な理由なく応答しない場合</p> <p>2 前項に基づき乙が本規約を解除するにあたっては、乙は事前に本事務局に対してその旨を通知するものとする。</p> <p>3 第1項に基づき乙が本規約を解除した場合には、事務局等は、その裁量により、乙に対して本補助金を交付することができるものとし、甲はこれに同意する。</p> <p><b>第6条 (本補助金の申請ができない場合等の取り決め)</b></p> <p>甲及び乙は、以下の(イ)～(ニ)に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等をその責めの程度を勘案して負担するものとし、負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。</p>	<p>(イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合</p> <p>(ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合</p> <p>(ハ) 本規約第3条について不正若しくは怠慢を行った場合</p> <p>(ニ) その他、本事務局が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合</p> <p>2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。</p> <p><b>第7条 (補助金の返還等)</b></p> <p>甲及び乙は、補助金の交付規程第15に相当する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。</p> <p>2 本事務局と国は、前項及び本規約第4条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲並びに乙及び丙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。</p>
--	--

令和6年1月17日制定  
令和6年3月22日改定※1

※1: 令和6年4月22日以前に契約する補助事業は、令和6年1月17日制定の書式でも交付申請が可能です。  
令和6年4月23日以降に契約する補助事業は、令和6年3月22日改定の書式でのみ交付申請が可能です。

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを事務局へ提出してください。

**必ずこちらにチェックをしてください。**

締 結 日: 令和33年 1月 0日

<b>【甲】工事施工者(受注者)※2</b>		<b>【乙】工事発注者</b>	
住 所	〒189-0025 東京都東村山市廻田町4-6-5	補助金 還元方法※3	<input type="checkbox"/> 本件契約に係る乙の甲に対する債務(支払い)に充当する方法 <input checked="" type="checkbox"/> 甲が乙に現金で支払う方法 <b>(※1)</b>
事業者名	ハッピーコーポレーション株式会社	住 所	〒123-4567 東京都東村山市本町1-2-3
代表者氏名※4	代表取締役 内藤 裕之	氏 名※4	(フリガナ) うちまど たろう 内窓 太郎 <b>押印してください→</b>
<p><b>(補助額上限アップ要件)</b></p> <p>若者夫婦世帯に該当する場合   夫婦のいずれかが1983年4月2日以降生まれである場合。</p> <p>子育て世帯に該当する場合   令和5年4月1日時点で18歳未満の子供がいる場合</p>		<b>【※2】</b> ※5※6 *乙が記名	
		住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居(リフォーム後に同居します)
		氏 名	(フリガナ)
		<b>【丙②】</b> ※5※6 *乙が記名	
住 所	<input type="checkbox"/> 乙と同居 <input type="checkbox"/> 乙と非同居(リフォーム後に同居します)	氏 名	(フリガナ)

※2: 請負契約の締結者と同じ者が記名及び社印を押印(個人事業主は実印)すること。(必ずしも代表取締役である必要はありません。)

※3: 甲乙が同意した内容について、乙が記入すること。

※4: 自筆による署名の場合、押印は任意とする。(法人の場合は押印が必須)

※5: (若者夫婦世帯として申請する場合)  
乙が若者夫婦のいずれかである場合、丙①にはその配偶者の氏名を乙が記名すること。(丙②は記名不要)  
乙が若者夫婦の親等である場合、丙①②には同居する若者夫婦の氏名を乙が記名すること。

※6: (子育て世帯として申請する場合)  
乙が子育てを行う者である場合、丙①にはその子の氏名を乙が記名すること。

**(※1) ハッピーコーポレーション(以下弊社)では「債務(支払い)に充当」の対応をしておりません。「債務(支払い)に充当」にチェックを入れた場合は規約書書類が無効になります。必ず「甲が乙に現金で支払う方法」にチェックをしてください。**

**(※2) 補助予定額20万ポイント以上(※3)で、補助額上限アップの要件を満たす場合は記入をしてください。**

**(※3) 補助額上限アップの要件を満たし、内窓工事とは別に子育てエコホーム支援事業の申請・申請予定がある方は記入をしてください。内窓工事+別申請で20万ポイント以上となる場合に必須となります。**